

令和元年 8 月 8 日

お客さま各位

山梨信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた
預金規定改定のお知らせ

当金庫では、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、令和元年 10 月 1 日より預金規定を改定させていただくことになりましたので、ご案内申し上げます。

規定改定後は、新規取引開始時にこれまで以上にお取引目的やお客様に関する情報等を、詳細に確認させていただく場合がございます。また、既にお取引のあるお客さまにも、お取引の内容や状況等について、再度ご確認させていただく場合がございます。確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

なお、当金庫が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合がございます。

また、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

1. 対象となる預金規定

・普通預金規定	・定期性総合口座取引規定
・無利息型普通預金規定	・無利息型定期性総合口座取引規定
・貯蓄預金規定	・納税準備預金規定
・定期預金規定	・積立定期預金規定
・定期積金規定	・通知預金規定
・譲渡性預金規定	・財形貯蓄預金規定
・当座勘定規定（一般用）	—

2. 改定日

令和元年 10 月 1 日（火）

3. 主な改定内容（例：普通預金規定）

普通預金規定について、以下の条項を新設・追加します（対象箇所を下線）
普通預金規定以外の規定においても、同様の改定を行います。

・「取引等の制限」条項を新設

○ (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当店に届け出て下さい。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 前記(1)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前記(1)から(3)までに定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

・「解約等」条項を一部追加・変更

○ (解約等)

- (1) 省略
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3)(4)(5) 省略